

入所申込書類提出後の流れについて

(令和6年5月～令和7年3月入所申込用)

① 申込書類の提出後も、保護者の皆様にはご協力をお願いしています

第1希望の施設へ電話をして、お子さんの面接日時を予約してください

- お子さんの心身の発達状態を確認するため、保護者の皆様には、お子さんを連れて第1希望の施設で面接をしていただきます。
- 必ず第1希望の保育施設に電話をして面接日時を予約し、入所希望月の前月10日までに面接を受けてください。希望施設が複数の場合も面接は第1希望の施設だけです。
- 面接時は母子健康手帳（親子健康手帳）の持参をお願いします。
- 面接をしていない場合、申込みの手続きが進まなくなります。

提出した書類の内容に変更があった場合は、保育課へ電話をしてください

- 申込書に記載した内容等に変更があった場合は、保育の必要性の優先度等に影響するため、必ず保育課へ電話をしてください。変更内容によっては追加で書類の提出が必要になります。

(変更内容の例)

- 希望保育施設を変更したい（希望保育施設の追加や削除、順位の入替えなど）
- 保護者の就労状況が変わったとき（勤務先・雇用期間・就労時間等の変更や育休延長など）
- 市外転出などで入所申込をする理由そのものがなくなった時（入所申込のキャンセル）
- 児童の保育状況が変わったとき（認可外保育施設の利用開始など）
- 世帯状況が変わったとき（婚姻、離婚、祖父母との同居や別居など）

不足書類の提出期限は、入所申込締切日と同じです

入所希望月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	令和7年 2月
申込締切日 (不足書類 提出期限)	4/5 (金)	5/7 (火)	6/5 (水)	7/5 (金)	8/5 (月)	9/5 (木)	10/7 (月)	11/5 (火)	12/5 (木)	令和7年 1/6 (月)

- 令和7年3月入所の申込日程は別途「広報こおりやま」や市ウェブサイト等でお知らせします。
- 提出された書類に不足や不備がある場合、入所選考時の優先度に影響が出るほか、入所決定後の保育料が最高額(7万円)になる場合があります。

② 入所申込の「結果通知書」は、入所決定月の前月20日前後に届きます

初回の結果は、入所が決定した方 と 入所できなかった方 の両方に届きます。

入所が決定した場合は、入所する施設へ電話をして入所手続きを進めてください

- 必ず保護者の方が施設へ電話をして、入所説明会の日程や持ち物などを確認してください。
- 入所を辞退する場合には保育課へ必ずご連絡ください。
※入所辞退後、新たに申し込みをした場合、令和6年度中は入所選考上の優先度が下がります。
また、転所を辞退した場合、今まで利用していた施設を使い続けることもできません。

入所できなかった場合の「空き待ち希望」は、3月(年度末)まで有効です

- 入所申込書類で空き待ちを「希望する」にした場合、令和7年3月(令和6年度末)まで有効となりますので、入所できなかった場合に申込をしなおす必要はありません(入所辞退の場合は除く)。
- 空き待ち中の結果通知は、入所が決定した場合にだけ送付されます。

令和7年4月からの入所申込みは、別途申込書類の提出が必要です

- 詳細は郡山市ウェブサイト内「子育てサイト」、広報こおりやま等でご確認ください。ウェブサイトは10月頃、広報こおりやまは10月号・11月号にそれぞれ掲載予定です。